

盛土規制法に係る審査事務マニュアル

令和 7 年 4 月

神奈川県 県土整備局

河川下水道部 砂防課

1 本書の目的

このマニュアルは、神奈川県行政手続条例第5条第1項の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規定に基づく盛土等の許可（法第12条第1項、法第30条第1項）及び変更許可（法第16条第1項、法第35条第1項）の基準等を定めるものです。

2 内容

このマニュアルは、概要編、手続編及び設計編の3編で構成されます。各編は項目ごとに章立てされており、主に「例規」、「解説」、「審査基準」、「行政指導指針」から成ります。各項目の記載内容は、以下のとおりです。

例 規：関係する法律、政令、省令、条例及び細則の条文を記載しています。

解 説：例規について、解釈に差異が生じないように、県における具体的な法の解釈を記載しています。

審 査 基 準：法令に適合しているかをどのような基準で判断するかを具体的に記載しています。

行政指導指針：法令によらないものの、適合することが望ましい基準を記載しています。

3 適用及び運用

このマニュアルは、盛土規制法の規定に基づく工事に適用します。ただし、当該行為に対して他の法令による規制がある場合には、当該法令にも適合する計画としてください。

なお、本マニュアルの適用が困難又は不適当な場合等については、法令に定める技術的基準への適合を損なわない範囲において、本マニュアルによらないことができます。また、本マニュアルに記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

4 凡 例

本書において用いる法令等の略語は以下のとおりです。

1. 法 ： 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
2. 政 令 ： 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
3. 省 令 ： 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
（昭和37年建設省令第3号）
4. 細 則 ： 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
（令和7年1月24日神奈川県規則第3号）
5. 県 条 例 ： 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例
（令和6年10月22日神奈川県条例第71号）

目 次

第Ⅰ編. 概要編

1 盛土規制法の要旨.....	2
1.1 盛土規制法の目的.....	2
1.2 用語の定義.....	3
1.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域.....	9
1.4 土地の保全等.....	11
1.5 造成宅地防災区域.....	12
2 盛土規制法に基づく工事の許可等.....	13
2.1 工事に関する許可.....	13
2.1.1 許可を要する工事	16
2.1.2 許可を要さない工事	17
2.1.3 特定盛土等規制区域内の規制対象規模の引き下げ	21
2.2 許可の特例.....	22
2.2.1 国又は都道府県等が行う工事の特例	22
2.2.2 開発許可を受けたものの特例（みなし許可）	23

第Ⅱ編. 手続編

1 手続きの概要.....	3
1.1 審査体制等及び申請等窓口.....	3
1.2 手続の流れ.....	5
1.3 手続の一覧.....	10
2 許可申請等の手続き.....	12
2.1 事前相談について.....	12
2.1.1 事前相談に必要な書類.....	12
2.1.2 関係法令の手続きについて.....	13
2.2 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等.....	14
2.2.1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の添付書類.....	14
2.2.2 許可申請の取り下げ.....	26
2.2.3 許可または不許可の通知.....	26
2.2.4 標準処理期間.....	26
2.2.5 許可等申請手数料.....	27
2.3 許可基準等.....	30
2.3.1 住民への周知.....	30
2.3.2 宅地造成等に関する工事の技術的基準.....	35

2.3.3	資力・信用.....	36
2.3.4	工事施行者の能力.....	39
2.3.5	土地所有者等の同意.....	41
2.3.6	設計者の資格.....	42
2.4	許可の条件.....	45
3	工事施行に係る手続き.....	47
3.1	工事施工にあたっての留意事項.....	47
3.2	工事の着手.....	48
3.2.1	工事現場における標識の提示.....	48
3.2.2	着手届の提出.....	49
3.3	工事中の報告・検査.....	50
3.3.1	中間検査.....	50
3.3.2	定期報告.....	53
3.3.3	実施状況報告.....	56
3.4	工事の変更等.....	61
3.4.1	変更の許可.....	62
3.4.2	軽微な変更の届出.....	62
3.5	工事完了の検査（宅地造成・特定盛土等）.....	63
3.5.1	完了検査の申請.....	63
3.5.2	検査済証の交付.....	64
3.6	工事完了の確認（土石の堆積に関する工事）.....	64
3.6.1	土石の除却の確認申請.....	64
3.6.2	確認済証の交付.....	64
3.7	工事の廃止.....	65
4	その他の手続.....	66
4.1	規制区域指定の際の工事の届出.....	66
4.2	擁壁等を除却する工事の届出.....	69
4.3	公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出.....	70
4.4	適合証明.....	71

第Ⅲ編 設計編

1	地盤に関する技術的基準.....	4
1.1	盛土.....	4
1.1.1	締固め.....	4
1.1.2	透水層の設置.....	5
1.1.3	地滑り抑止杭等.....	7

1.1.4	段切り.....	8
1.1.5	盛土をする前の地盤の確認.....	9
1.1.6	盛土法面.....	11
1.1.7	盛土法面の安定性の検討.....	13
	(ア) 崖面天端の排水.....	15
	(イ) 溪流等における盛土.....	16
1.1.8	溪流等.....	16
	(ウ) 切土.....	18
1.1.9	切土の安定.....	18
1.1.10	切土のり面.....	20
2	擁壁に関する技術的基準.....	22
2.1	擁壁の設置義務.....	22
2.1.1	擁壁の設置義務.....	22
2.1.2	擁壁の設置義務の緩和.....	24
2.2	擁壁の構造.....	25
	(ア) 擁壁の設計基準.....	27
2.2.1	地耐力.....	27
2.2.2	擁壁の設計.....	32
	(1) 伸縮目地.....	33
	(2) 斜面に沿って設置する擁壁.....	33
	(3) 斜面上に設置する擁壁.....	34
	(4) 上部に斜面がある擁壁.....	35
	(5) 多段擁壁.....	35
	(6) 擁壁の根入れ.....	36
	(7) 隅角部の補強.....	37
	(8) 水抜穴及び透水層.....	39
	(9) コンクリート.....	41
	(10) 鉄筋.....	43
	(イ) 各種擁壁の設計基準.....	46
2.2.3	鉄筋コンクリート造等擁壁.....	46
2.2.4	練積み擁壁.....	47
2.2.5	認定擁壁.....	50
2.2.6	任意設置擁壁.....	51
3	鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計.....	53
3.1	要求性能.....	53
3.2	設計定数.....	56

3.3 土圧の算定.....	58
3.3.1 土圧の作用面と壁面摩擦角.....	58
3.3.2 主働土圧.....	60
3.3.3 受働土圧.....	61
3.3.4 地震時土圧.....	61
3.4 安定性.....	64
3.4.1 転倒に対する検討.....	64
3.4.2 滑動に対する検討.....	64
3.4.3 沈下に対する検討.....	64
3.5 部材の応力.....	67
4 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準.....	70
4.1 崖面崩壊防止施設の設置.....	70
4.2 崖面崩壊防止施設の要求性能.....	71
5 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準.....	73
5.1 法面の保護.....	73
6 排水施設等に関する技術的基準.....	75
6.1 排水施設の設置.....	75
6.1.1 排水施設等の検討を要する箇所.....	77
6.1.2 排水施設等の接続先【細則第 15 条関連】.....	78
6.1.3 排水施設（管渠）の構造基準【政令第 16 条各号、細則第 15 条関連】.....	79
6.1.4 その他排水に関する基準.....	81
6.2 各種排水施設等に係る設置・構造基準.....	82
6.2.1 盛土内の排水施設等【政令第 7 条第 1 項・第 16 条第 2 項関連】.....	82
6.2.2 のり面の排水施設【政令第 16 条第 1 項関連】.....	88
7 土石の堆積に関する技術的基準.....	94
7.1 土石を堆積する土地の勾配に関する基準.....	95
7.2 土石を堆積する土地への措置.....	96
7.3 堆積した土石の周囲に関する措置.....	96
7.4 地表水を有効に排除するための措置.....	99